



## 5 建設リサイクル法とは

1年間で建設現場から出されるごみの量は、全国で東京ドーム50杯分といわれており、産業廃棄物の2割を占めています。これまで、建物の解体、取り壊しは、柱、壁、屋根、床などを一度に解体しており、リサイクルが難しく、埋め立て処分されてきました。そこで、建物の解体工事等に伴って出される特定の建設資材の分別やリサイクルを促進するために「建設リサイクル法」がつけられました。

### 対象となる建設資材

コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材。

### (対象となる建設工事)

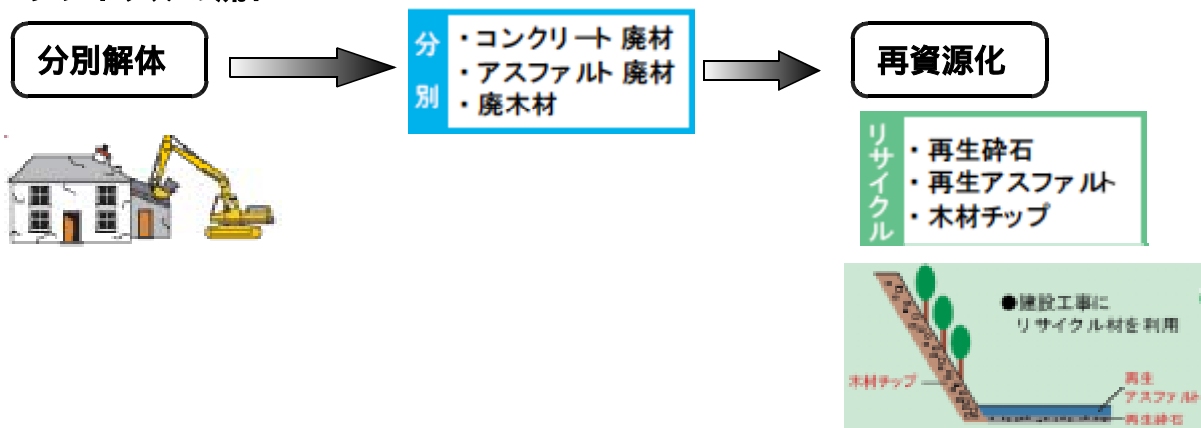
工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築	延床面積 500㎡以上
建築物の修繕・リフォーム等	請負代金 1億円以上
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	請負代金 500万円以上

### 関係者の役割

**家主(発注者):** 分別解体とリサイクルに必要な費用を支払う、分別解体の計画を都道府県知事(熊本市と八代市については各市長)に届け出る、工事終了後業者から正しくリサイクルされたか報告を受ける。

**施工業者:** 分別解体、リサイクルの計画を発注者に説明する、分別解体、リサイクルの実施、工事終了後の報告。

### リサイクルの流れ



建設リサイクル法について、詳しく知りたい方は土木部土木技術管理室、各地域振興局土木部企画調査課にお問い合わせください。